

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年1月20日 03時00分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市伊計島東方沖 伊計島灯台から真方位092° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯26° 23.9′ 東経128° 02.2′）
事故の概要	漁船神琉丸は、錨泊中、また、漁船鶺丸は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年2月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 神琉丸、4.8トン ON3-22662（漁船登録番号）、個人所有 第296-13820号（船舶検査済票の番号） B 漁船 鶺丸、4.6トン ON3-07691（漁船登録番号）、個人所有 第290-18480号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 乗組員A、一級小型 船長B、一級小型
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷中央部舷縁に亀裂、右舷操縦室壁面に擦過傷 B 船首部外板に亀裂及び擦過傷、左舷船首部舷縁に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2.7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長A及び乗組員1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、伊計島東方沖において錨泊し、法定灯火を表示して主機を停止し、船長Aが乗組員Aに見張りを兼ねて一本釣り漁を行うように指示した後、船室で待機した。 乗組員Aは、単独で漁を開始後、しばらくして一本釣りの仕掛けを切られたので、船尾甲板右舷側で低い姿勢で下を向き、次の仕掛けを作る作業に集中していたところ、右舷方から他船の機関音が聞こえたので顔を上げてその方向を見て、B船が間近に接近していることに気付き、B船に向かって大声で叫んだものの、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 船室にいた船長Aは、乗組員Aの声に気付いて船窓から外を見たところ、至近に接近するB船を認めたが、どうすることもできず、衝突

	<p>の衝撃で床面に腰を打った。</p> <p>船長Aは、本事故後、病院を受診し、腰椎捻挫と診断された。</p> <p>乗組員Aは、船長Aから、漁を行う間は、見張りについても行うように指示を受けていたが、本事故当時、A船が錨泊中であり、他船がA船を避けてくれると思っていたので、周囲の見張りを行わず、仕掛けを作る作業に集中していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、漁場に向かう目的で、伊計島北方沖を自動操舵により約6.5ノットの対地速力で南東進していた。</p> <p>船長Bは、レーダーレンジを3Mとし、レーダー及び目視で前方を確認していたが、左舷船首方約3Mにいた同航船2隻がB船の正船首方を横切って右舷船首方に方位が変わり、その他に前路に他船がいなかったと思ったので、船尾甲板で下を向いて漁具の準備作業を行いながら南東進を続けていたところ、B船とA船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、漁具の準備作業を行う前に左舷船首方から右舷船首方に移動した同航船2隻に意識を向けていたので、船首方にいたA船のレーダー映像及び灯火に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故前、5分間くらいであれば、漁具の準備作業に従事しても問題ないと思ったが、夢中になり、約20分間同作業に集中していたと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、法定灯火を表示した状態で錨泊して操業中、見張りを兼ねて単独で一本釣り漁を行っていた乗組員Aが、船尾甲板で低い姿勢で下を向き、仕掛けを作る作業に集中していたことから、接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で南東進中、船長Bが、船首方に他船がいなくとも思っており、船尾甲板で下を向いて漁具の準備作業を行い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で錨泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漁具の準備作業を行う前にレーダー及び目視で前方を確認した際、左舷船首方から右舷船首方に移動した同航船2隻に意識を向けていたことから、船首方にいたA船のレーダー映像及び灯火に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が法定灯火を表示した状態で錨泊して操業中、B船が自動操舵で南東進中、見張りを兼ねて単独で一本釣り漁を行っていた乗組員Aが仕掛けを作る作業に集中し、また、船長Bが船首方に他船がいなくとも思っており、船尾甲板で下を向いて漁具の準備作業を行い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一人乗り漁船の船長は、航行中、常時、目視及びレーダーによる見張りを適切に行い、漁具の準備作業などの操船以外の作業を行わないこと。</li><li>・ 船長は、錨泊中、乗組員に単独で見張りを行わせる際は、常時、適切な見張りを行わせ、接近する他船を認めた場合には、速やかに報告させること。</li><li>・ 乗組員は、錨泊中、船長の指示を受け、単独で見張りをを行う場合には、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれると思わず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li></ul>
--------------	---